

2024年10月16日（水）
第20回 高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会

「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の取組について」

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

地域共生社会推進室

室長補佐 高坂 文仁

日本の社会保障の特徴

日本の社会保障は、「自助」「互助」「共助」「公助」に分類される

この4つの「バランス」を、社会の変化（個人の状況）にあわせて組み合わせていく

自助

互助

共助

公助

- 社会保障・労働制度は、「自助」と「互助」で対応が難しい場合に、これらを「補完する」ものと位置づけられてきた
- 公的支援制度は、社会の変化を背景に生じるリスク・ニーズに対し、**対象者を定め**（例：高齢者、障害者、子育て家庭、低所得者など）、**典型的なサービスを準備**する形で順次、制度を拡充

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

<いま起こっていること>

- 世帯構造の変容
- 共同体機能の脆弱化
- 人口減による担い手不足

<対応できていないニーズ>

- 世帯の複合課題
 - ✓ 本人又は世帯の課題が複合（8050、ダブルケア等）
- 制度の狭間
 - ✓ 制度の対象外、基準外、一時的なケース。
- 自ら相談に行く力がない
 - ✓ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難。社会的孤立・排除
 - ✓ 周囲が気づいていても対応が分からない、見て見ぬ振り
 - ✓ 「貧困」「生活困窮」が絡むケースも多い

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



「地域共生社会」とは

(地域共生社会とは)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、**地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

⇒ 「縦割り」という関係を超える

- ・制度の狭間の問題に対応
- ・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・一方向から双方向の関係性へ
- ・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

⇒ 「世代や分野」を超える

- ・世代を問わない対応
- ・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野)

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
<最終とりまとめで示された方向性>
 - 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う**。
 - I 断らない相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定



令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定
- 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される**施策

- ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ 地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を**受け止める相談体制**の構築
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

→ 「**地域づくり**」と「**個別支援**」を両輪で充実させていく取組

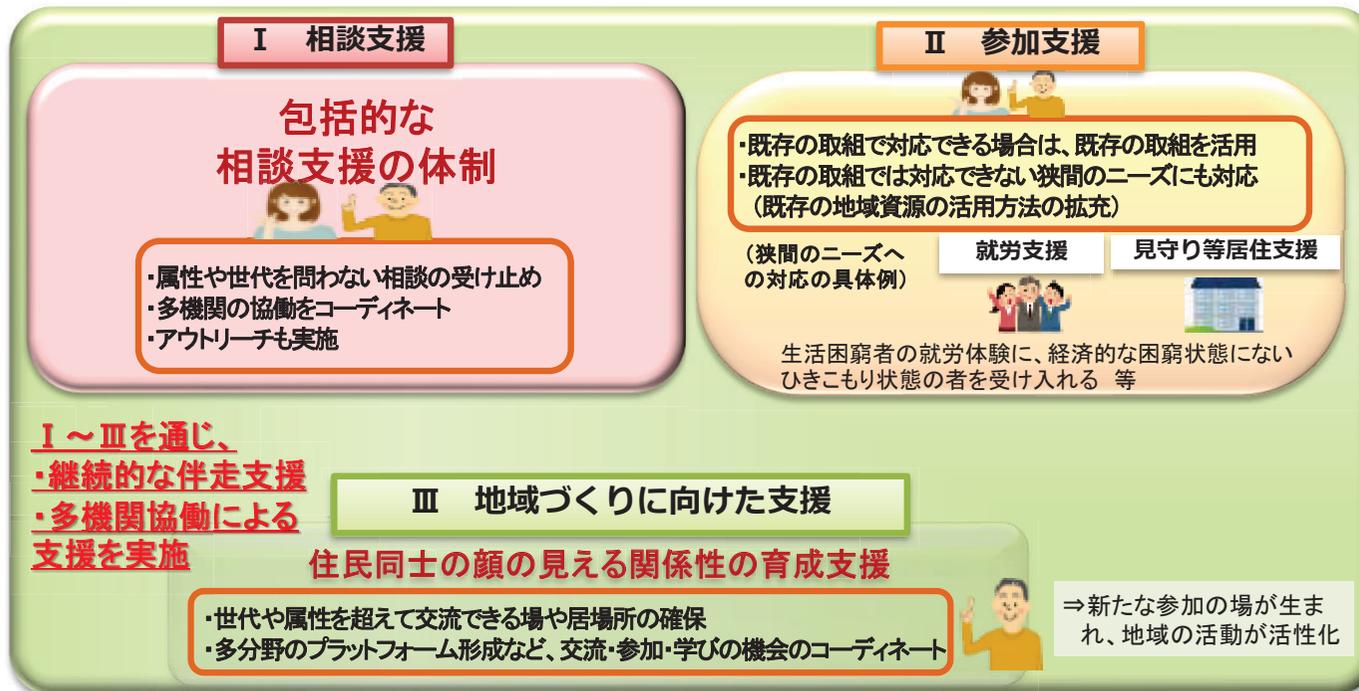
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

事業概要

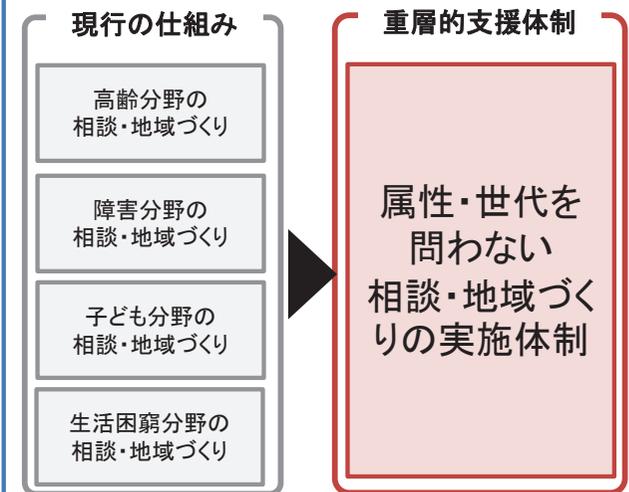
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



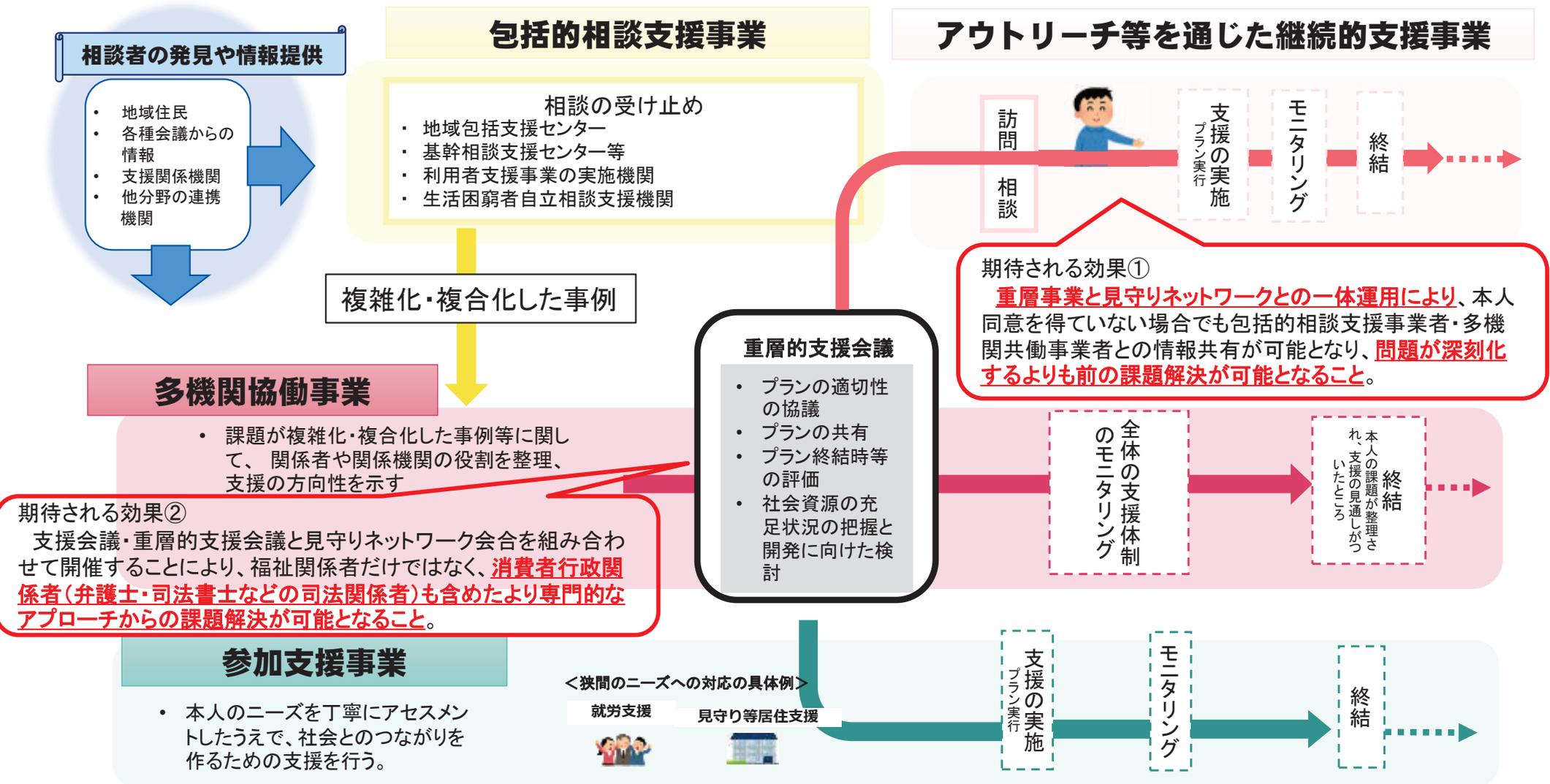
相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)との連携により期待される効果

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

【重層的支援体制整備事業】令和6年度予算額：543億円（令和年度予算額：322億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野） 	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野） 	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和6年度予算額：12億円（令和5年度予算額：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 <small>※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。</small>	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

重層的支援体制整備事業 連携通知対象施策一覧（令和6年9月30日時点）

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

【令和3年10月1日付け】

- ・ 消費者安全地域協議会制度（消費者庁）
- ・ 地域力創造施策（総務省）

【令和3年12月1日付け】

- ・ 地方創生施策（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室）

【令和4年3月1日付け】

- ・ 農林水産施策（農林水産省農村振興局）

【令和4年6月30日付け】

- ・ 地域循環共生圏（環境省）

【令和6年6月24日付け】

- ・ 孤独・孤立対策（内閣府孤独・孤立対策推進室）

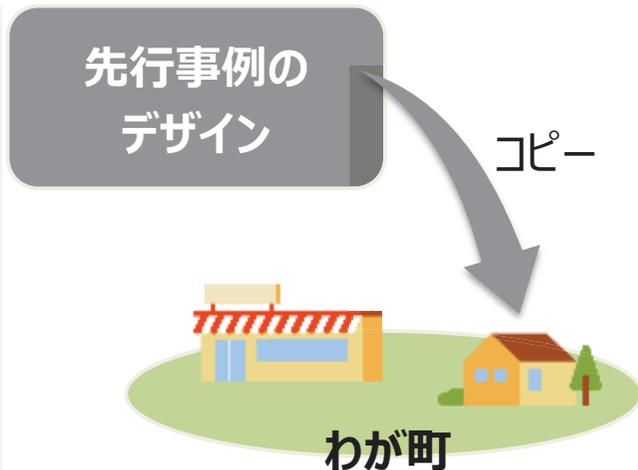
【令和6年7月18日付け】

- ・ 犯罪被害者等施策（警察庁）

それぞれの市町村においてどのようにデザインするか



地域の実情が異なり、単にコピーすることは非現実的



「取り組みやすい」という視点だけでは不十分



地域における課題を捉え、地域の実情を踏まえた現実的なデザインを検討

1. 地域課題の把握

地域デザインを開始する段階で、以下のアセスメントをしっかりと行う。

- ✓ 地域の対象者の状況（「生きづらさ」の現状）
- ✓ 支援団体や支援機関が抱える課題（「支援のしづらさ」の現状）

特に課題が重層化している対象者を支援するにあたっての制度や仕組みの課題をとらえる

2. 資源の実情を踏まえ、デザインを検討

- 課題の焦点が定まったら、その地域の資源の実情を踏まえて現実的な具体策として重層的支援体制整備事業のデザインを検討。
- その上で、本事業の様々なツール、財源を自由に組み合わせ全体をデザインする。

包括的な支援体制の整備に向けて

- 「**“我がまち”でどのような包括的な体制を整備していくか**」を検討する際には、我がまちで何ができているか、どんな社会資源があるのかを踏まえて、関係者間で議論を積み重ねる過程が重要

これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組は、様々な主体で、様々な形態で行われてきた

→ **全く新たな取組を別々に行うのではなく、**

① **いま「やっていること」、「できていること」を持ちより**

② **それらを、広げたり、重ねたり、かけ合わせたり、して、できることを、みんなで考えていく**

- ・ **包括的支援体制の整備、ひいては、地域共生社会の構築実現のためには、民生委員・児童委員の果たす役割はととても大きい。**
- ・ **重層的支援体制整備事業も必要に応じて活用していただきながら、地域の互助を支えていくため、今後とも、民生委員・児童委員の取組に期待。**

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

- 令和6年6月27日：第1回、令和6年度末：中間的な論点整理
令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

本検討会議での議論の視点（案）①

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

①地域共生社会の実現に向けた取組について

- 包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について
 - ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
 - ・ 包括的支援体制整備における都道府県の役割
- 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
 - ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
 - ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
 - ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
 - ・ 災害時の被災者支援との連携

②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について
 - ・ 生活上の課題（身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等）について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方（相談対応、資力がない者への対応など）
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について
 - ・ 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等
 - ・ 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

本検討会議での議論の視点（案）②

本検討会議では、以下の課題について議論し、各課題について論点及び対応案の整理を行うこととしては如何か。

③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

- 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について
 - 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
 - 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

④その他の論点について

- その他
 - 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等

想定される今後のスケジュール（案）

本検討会議としては、令和7年度夏頃を目途に一定の結論を得ることを想定。

令和6年度

第1回（6月27日）

- ・事務局からの、関係施策に関する現状報告
- ・今後の主な論点とスケジュール案について

第2回～年末頃
(月1回程度開催)

- ・有識者・自治体等からのヒアリング等

令和6年度末まで

- ・中間的な論点整理を実施

令和7年度

4月～夏頃まで

- ・とりまとめに向けた議論

令和7年夏目途

- ・検討会議とりまとめ

令和7年夏以降

- ・関係審議会での議論

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）①

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	小樽市	福島県	福島市	千葉県	市川市	神奈川県	鎌倉市	長野県	長野市
	旭川市		郡山市		船橋市		藤沢市		松本市
	登別市		須賀川市		木更津市		小田原市		岡谷市
	七飯町		川俣町		松戸市		茅ヶ崎市		飯田市
	京極町	土浦市	野田市		逗子市		伊那市		
	妹背牛町	古河市	柏市		秦野市		駒ヶ根市		
	鷹栖町	那珂市	市原市		厚木市		下諏訪町		
	津別町	東海村	流山市		新潟市	富士見町			
	厚真町	宇都宮市	君津市		柏崎市	原村			
	音更町	栃木市	浦安市		村上市	松川町			
	鹿追町	那須塩原市	袖ヶ浦市	関川村	飯綱町				
	大樹町	さくら市	香取市	富山市	岐阜市				
	広尾町	那須烏山市	中央区	高岡市	大垣市				
	幕別町	下野市	墨田区	氷見市	関市				
青森県	鱒ヶ沢町	市貝町	目黒区	南砺市	岐阜県	岐阜市	恵那市	静岡県	静岡市
	藤崎町	壬生町	大田区	射水市		大垣市	美濃加茂市		
	大鰐町	野木町	世田谷区	舟橋村		海津市	海津市		
	田舎館村	高根沢町	渋谷区	金沢市		静岡市	浜松市		
	板柳町	那珂川町	中野区	小松市		熱海市	熱海市		
岩手県	盛岡市	太田市	杉並区	能美市	富士宮市	富士宮市	富士市		伊豆市
	遠野市	館林市	豊島区	福井市	富士市	富士市	伊豆の国市		伊豆の国市
	釜石市	みどり市	葛飾区	敦賀市	伊豆市	伊豆市	伊豆の国市		伊豆の国市
	矢巾町	上野村	江戸川区	鯖江市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市		伊豆の国市
	岩泉町	みなかみ町	八王子市	あわら市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市		伊豆の国市
宮城県	仙台市	玉村町	立川市	越前市	静岡県	静岡市	静岡市	静岡市	
	涌谷町	川越市	三鷹市	坂井市		浜松市	浜松市	浜松市	浜松市
秋田県	能代市	川口市	青梅市	美浜町		熱海市	熱海市	熱海市	熱海市
	大館市	行田市	調布市	山梨市		富士宮市	富士宮市	富士宮市	富士宮市
	湯沢市	狭山市	小平市	甲州市		富士市	富士市	富士市	富士市
	鹿角市	草加市	国分寺市			伊豆市	伊豆市	伊豆市	伊豆市
	由利本荘市	越谷市	国立市			伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市
	大仙市	桶川市	狛江市			伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市
	にかほ市	北本市	多摩市			伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市
	井川町	ふじみ野市	稲城市			伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市
大潟村	川島町	西東京市		伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市		
山形県	山形市	鳩山町			伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	
	天童市				伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	伊豆の国市	

令和6年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R5.10時点）②

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
愛知県	名古屋市	滋賀県	彦根市	兵庫県	姫路市	岡山県	岡山市	福岡県	福岡市	大分県	大分市
	豊橋市		長浜市		尼崎市		総社市		大牟田市		中津市
	岡崎市		近江八幡市		明石市		美作市		久留米市		臼杵市
	一宮市		草津市		芦屋市		西粟倉村		八女市		津久見市
	半田市		守山市		伊丹市		広島市		大川市		竹田市
	春日井市		栗東市		川西市		呉市		小郡市		杵築市
	豊川市		甲賀市		養父市		竹原市		古賀市		宇佐市
	豊田市		野洲市		加東市		三原市		うきは市		九重町
	犬山市		湖南市		奈良市		尾道市		糸島市		玖珠町
	稲沢市		高島市		桜井市		福山市		岡垣町		都城市
	新城市		東近江市	宇陀市	大竹市	大刀洗町	延岡市				
	東海市		米原市	三郷町	東広島市	佐賀県	佐賀市				
	大府市		竜王町	田原本町	廿日市市	長崎県	長崎市				
	知多市		京都市	高取町	海田町		五島市				
	岩倉市	亀岡市	王寺町	坂町	熊本県	山鹿市					
	豊明市	長岡京市	吉野町	宇部市		菊池市					
	日進市	精華町	大淀町	山口市		合志市					
	田原市	堺市	川上村	長門市		大津町					
	みよし市	豊中市	和歌山市	周南市		菊陽町					
	長久手市	高槻市	橋本市	徳島県		御船町					
	阿久比町	貝塚市	鳥取市	小松島市	嘉島町						
	東浦町	枚方市	米子市	香川県	益城町						
	美浜町	茨木市	倉吉市	愛媛県	高松市						
	武豊町	八尾市	智頭町		宇和島市						
	三重県	四日市市	富田林市	八頭町	愛南町	高知県	高知市				
		伊勢市	河内長野市	湯梨浜町	安芸市		四万十市				
松阪市		箕面市	琴浦町	本山町	いの町						
桑名市		柏原市	北栄町	中土佐町	黒潮町						
鈴鹿市		高石市	江府町	宮崎県	都農町						
名張市		東大阪市	松江市		門川町						
亀山市		交野市	出雲市		鹿児島市						
鳥羽市		大阪狭山市	大田市		鹿屋市						
いなべ市		阪南市	江津市		中種子町						
志摩市		熊取町	美郷町		大和村						
伊賀市		太子町	吉賀町		和泊町						
御浜町											

346自治体

地域共生社会を考えるコラム

記事はこちらよりご覧ください



🔍 厚生労働省 note

2023年4～6月に短期集中連載。地域共生社会の事例など合計6本の記事を公開中
気に入っていただけたら、ぜひスキ❤️を押してください！

厚生労働省noteとは？

厚生労働省では、広報改革の一環として、自分たちの言葉で直接情報を届けることで国民に身近な存在として感じてもらい、信頼につなげるための“顔の見える広報”に取り組んでいます。noteでは、これまで裏方に徹していた厚生労働省職員があえて「ひとりの担当者」として登場し、政策や職員の思いを伝えます。